# 第 60 回 運営協議会

令和6年5月28日

林業・木材製造業労働災害防止協会愛媛県支部

# 運　営　協　議　会　　次　　第

日時：令和6年5月28日（火）16：30～17:00
場所：ホテルマイステイズ松山・フェスタ

１　開会のことば

２　支部長挨拶

３　来賓挨拶

４　議長選出

５　議案審議
　第１号議案　令和５度事業報告・収支決算について
　第２号議案　令和６年度事業計画案及び収支予算案について
　その他

６　閉会のことば

第１号議案　令和５年度事業報告・収支決算について

# 令和５年度　事　業　報　告

令和５年度は、「第１４次林材業労働災害防止計画」の初年度として、新たな目標達成に向けて、林災防本部と連携し、死亡労働災害の撲滅を推進し、事業場に対する労働安全衛生に関する普及啓蒙、現地指導等の活動及び実践的なリスクアセスメントをテーマとした集団指導会を実施した。

また、愛媛労働局の登録教習機関として、新型コロナウイルスの感染対策を行いながら、林材業を主体とした技能講習や各種の特別教育等を実施し、林材業労働者の安全衛生意識の確保向上に努めた。

さらに、依然として、伐木等作業における労働災害が多いことから、林野庁等と連携した特別活動を実施するなど、国の施策を踏まえた、効果的な労働災害防止対策に取り組んだ。

このほか、振動障害予防対策として、チェーンソー等を使用する労働者に対し、林業巡回特殊健康診断の実施及び未受診労働者等への受診勧奨を実施するなど次に掲げる事業を実施した。

## １　実践的なリスクアセスメント導入のための集団指導会

平成２７年度から、林業及び木材製造業向けに、事業体の事業主、安全管理担当者及び現場作業班班長等を対象として、実践的なリスクアセスメント導入を図る安全教育を実施している。

今年度は、林業・木材製造業における集団指導会を次のとおり開催した。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ・林業 | 令和５年 | 9月22日 | 会場：松山流域森林組合 | 人数 20人 |
| ・木材製造業 | 令和５年 | 9月 5日 | 会場：西予市中央公民館 | 人数 34人 |
| 〃 | 令和６年 | 2月13日 | 会場：（株）松末商店 | 人数 18人 |

## 2　技能講習及び安全衛生教育等講習

労働安全衛生法に基づく「はい作業主任者」、「木材加工用機械作業主任者」の技能講習をはじめ、各種の特別教育、安全衛生教育の講習を実施した。

| 区　分 | | 回数 | 修了者数（人） |
|---|---|---|---|
| 技能講習 | はい作業主任者 | 7 | １６５ |
| | 木材加工用機械作業主任者 | 1 | １０ |
| 特別教育 | 伐木等の業務 | 8 | １８５ |
| | 伐木等の業務(補講) | 2 | ２１ |
| | 小型建設機械運転業務 | 1 | ３７ |
| | 機械集材装置の運転業務 | 1 | １３ |
| | 車両系木材伐出機械運転業務 | 5 | １４１ |
| 安全衛生教育 | 刈払機取扱作業者 | 6 | １９２ |
| | 造林作業指揮者 | 1 | ９ |
| | 荷役運搬機械によるはい作業従事者 | 1 | ３３ |
| 計 | | ３４ | ８０６ |

（ 参考　Ｒ４　３７回　　９６６人 ）

## 3　振動障害の予防対策

チェーンソー等を取扱う労働者の振動障害対策として、国等が健診費の一部を助成する林業巡回特殊健康診断事業を、愛媛労災病院に健診委託して実施した。

今年度も、事業場及び未受診労働者に対する受診指導や勧奨を行い、受診率の向上に努め、県下７会場（愛媛労災病院、いしづち森林組合、松山流域森林組合、久万広域森林組合、大洲市森林組合、西予市森林組合、南予森林組合）で令和５年12月1日から12月15日までの間に実施し、337人（一人親方34人、雇用労働者303人）が受診した。

## 4　林材業労働災害防止計画（５カ年計画）の目標達成に向けた取り組みの実施

①　林材業労災防止協会の安全管理士及び専門調査員等の専門家を活用し、実践的なリスクアセスメント導入のための集団指導会や各種安全講習会を通して、業界団体に対し労働災害防止のための指導・援助を行い、林材業における労働安全衛生水準の向上を図った。

②　厚生労働省、林野庁、愛媛県及び林業・木材製造業労働災害防止協会が連携する「伐木作業時における労働災害防止のための特別活動」に取組み、当支部では、安全管理士、林業普及指導員による、伐木等作業現場での労働災害防止のための集団指導会及び現場安全パトロールを実施した。

・集団指導会

(ア) 開催日　　令和５年９月２１日

(イ) 開催場所　愛媛県武道館

(ウ) 受講者数　６１名

・現場安全パトロール

(エ) 開催日　　令和５年１１月９日

(オ) 指導地区　　北宇和郡鬼北町

(カ) 指導事業所　南予森林組合

③　愛媛県林業・木材産業成長産業循環成長対策事業を活用して、安全衛生指導員１０名による事業場への巡回指導を実施し、安全管理体制の充実、作業手順の遵守、労働災害防止対策の周知・徹底を図った。

令和５年５月～令和６年３月　　計１００回

④　愛媛労働局、愛媛森林管理署等と連携し、合同安全パトロールの実施や安全講習会を開催し、労働災害防止対策の周知・徹底を図った。

## 5　労働安全衛生大会

今年度の労働災害防止大会は、参加者数を制限されたものの、労働安全に功績のあった安全指導員等を表彰する行事は開催された。

・令和５年度 緑十字賞受賞者(主催：中央労働災害防止協会)

日野敏明（木材伐出機械特別教育等 支部講師：四国建販㈱　営業部）

・令和５年度 産業安全功績賞(主催：愛媛労働災害防止団体協議会)

脇坂幸保（木材加工作業主任者技能講習 支部講師：大森商機㈱　営業部長）

・第５８回 全国林材業労災防止大会（主催：林材業労災防止協会)

感謝状

小倉暁（前　林材業労災防止協会愛媛県支部 支部長）

功労賞

大森信一（はい作業主任者技能講習 支部講師）

戸田正和（林材業労災防止協会　特定専門調査員）

功績賞

二宮政文（林材業労災防止協会愛媛県支部支部長：大木坑木（株）宇和島出張所）

## 6　労働災害の発生状況

令和５年は、１月以降、林業労働災害の発生件数が前年に比べ増加傾向となり、特に南予地域での労働災害の増加が目立っていたことから、南予地域を重点的に、労働基準監督署等と現場安全パトロールを行なってきたが、令和５年の発生件数は死傷病災害４３件(うち死亡１件)でした。(令和４年　２０件　：　対前年比２１５％)

# 令和５年度 年間行事

| | 年 月 日 | 場　所 | 内　　容 | 担　当 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | R5.4.11～　13 | 松山市 | 伐木等の業務特別教育(24名)・補講(4名) | 鋤先労働安全課長 |
| 2 | R5.4.12 | 松山市 | R４年度会計監査 | 草園会計主任 |
| 3 | R5.4.21 | 松山市 | 第１回緑の雇用事業全国担当者会議(ＷＥＢ開催) | 鋤先労働安全課長 |
| 4 | R5.4.27 | 松山市 | 第２３回理事会 | 全員 |
| 5 | R5.4.27 | 新居浜市 | 住友林業㈱新居浜山林事業所　安全大会 | 山本安全管理士 |
| 6 | R5.5.9 | 東温市 | 刈払機取扱作業者安全衛生教育(33名) | 鋤先労働安全課長 |
| 7 | R5.5.11～　12 | 松山市 | はい作業主任者技能講習(14名) | 鋤先労働安全課長 |
| 8 | R5.5.18～　19 | 四国中央市 | はい作業主任者技能講習(42名) | 鋤先労働安全課長 |
| 9 | R5.5.24 | 松山市 | R５年度緑の雇用安全指導員担当者会議 | 鋤先労働安全課長 |
| 10 | R5.5.25 | 松山市 | 伐木等の業務特別教育講師に対する再教育 | 鋤先労働安全課長 |
| 11 | R5.5.30 | 松山市 | 第57回運営協議会 | 全員 |
| 12 | R5.6.1 | 松山市 | チェーソー指導員連絡会議 | 鋤先労働安全課長 |
| 13 | R5.6.6 | 東京都 | 林材業労働災害防止協会第60回通常総代会（委任状） | 二宮支部長 |
| 14 | R5.6.6 | 松山市 | 小型車輌系建機運転業務特別教育（37名） | 鋤先労働安全課長 |
| 15 | R5.6.7 | 松山市 | 刈払機取扱作業者安全衛生教育(40名) | 鋤先労働安全課長 |
| 16 | R5.6.12～　14 | 松山市 | 伐木等の業務特別教育(41名) | 鋤先労働安全課長 |
| 17 | R5.6.15 | 東京都 | 林災防支部事務局長会議(ＷＥＢ開催) | 鋤先労働安全課長 |
| 18 | R5.6.24 | 東温市 | 刈払機取扱作業者安全衛生教育(18名) | 鋤先労働安全課長 |
| 19 | R5.7.3 | 西予市 | 走行集材機械運転業務特別教育(実技)（13名） | 鋤先労働安全課長 |
| 20 | R5.7.6～　7 | 東京都 | 林災防 講師養成研修 | 松本、宮内 |
| 21 | R5.7.7 | 松山市 | 愛媛労働災害防止協会団体協議会総会(ＷＥＢ) | 鋤先労働安全課長 |
| 22 | R5.7.7 | 内子町 | 安全診断（（株）森人） | 鋤先労働安全課長 |
| 23 | R5.7.8～　9 | 新居浜市 | はい作業主任者技能講習(20名) | 鋤先労働安全課長 |
| 24 | R5.7.11～　12 | 松山市 | 車両系木材伐出機械運転業務特別教育（46名） | 鋤先労働安全課長 |
| 25 | R5.7.14 | 松山市 | 刈払機取扱作業者安全衛生教育(44名) | 鋤先労働安全課長 |
| 26 | R5.7.19 | 大洲市 | 伐木等機械・簡易架線特別教育（実技）（9名） | 鋤先労働安全課長 |
| 27 | R5.7.25 | 松山市 | 車両系木材伐出機械の業務に係る特別教育（9名） | 鋤先労働安全課長 |

# 令和５年度 年間行事

| | 年 月 日 | 場 所 | 内　　容 | 担　当 |
|---|---|---|---|---|
| 28 | R5.8.7 | 松山市 | 荷役運搬機械等はい作業安全衛生教育（33名） | 鋤先労働安全課長 |
| 29 | R5.8.8～　10 | 松山市 | 伐木等の業務特別教育(38名)・補講(11名) | 鋤先労働安全課長 |
| 30 | R5.8.23 | 久万高原町 | 刈払機安全衛生教育(上浮穴高校１年生23名) | 鋤先労働安全課長 |
| 31 | R5.8.24～　25 | 松山市 | はい作業主任者技能講習(24名) | 鋤先労働安全課長 |
| 32 | R5.8.30 | 久万高原町 | 機械集材装置の運転の業務特別教育実技（13名） | 鋤先労働安全課長 |
| 33 | R5.8.31 | 東京都 | 作業安全強化促進支援「中央研修会」（ＷＥＢ） | 鋤先労働安全課長 |
| 34 | R5.9.1 | 松山市 | 機械集材装置の運転の業務特別教育（13名） | 鋤先労働安全課長 |
| 35 | R5.9.5 | 西予市 | 木材製造業リスクアセスメント集団指導会（34名） | 井上副支部長他 |
| 36 | R5.9.6 | 新居浜市 | 住友林業㈱新居浜山林事業所　刈払機安全指導 | 鋤先労働安全課長 |
| 37 | R5.9.8 | 松山市 | 造林作業指揮者等安全衛生教育（9名） | 鋤先労働安全課長 |
| 38 | R5.9.12 | 宇和島市 | 四電工との合同安全パトロール | 鋤先労働安全課長 |
| 39 | R5.9.15 | 東京都 | 伐木等作業計画作成安全衛生教育講師養成研修 | 松本慎一郎 |
| 40 | R5.9.21 | 松山市 | 伐木作業時労働災害防止特別活動集団指導会（69名） | 二宮支部長他 |
| 41 | R5.9.22 | 東温市 | 林業リスクアセスメント集団指導会（20名） | 鋤先労働安全課長 |
| 42 | R5.9.26～　28 | 内子町 | 伐木等の業務特別教育(8名) | 鋤先労働安全課長 |
| 43 | R5.10.2 | 松山市 | 執行役員会 | 全員 |
| 44 | R5.10.3 | 松山市 | 刈払機取扱作業者安全衛生教育(34名) | 鋤先労働安全課長 |
| 45 | R5.10.4 | 松山市 | 愛媛産業安全衛生大会 | 二宮支部長他 |
| 46 | R5.10.12 | 広島市 | 全国林材業労働災害防止大会 | 二宮支部長他１１ |
| 47 | R5.10.17～ 19 | 松山市 | 伐木等の業務特別教育(23名) | 鋤先労働安全課長 |
| 48 | R5.10.23～ 24 | 新居浜市 | はい作業主任者技能講習(22名) | 鋤先労働安全課長 |
| 49 | R5.10.26～ 27 | 松山市 | 木材加工作業主任者技能講習（10名） | 鋤先労働安全課長 |
| 50 | R5.10.30～ 31 | 松山市 | はい作業主任者技能講習(28名) | 鋤先労働安全課長 |
| 51 | R5.11.2 | 松山市 | 第２４回理事会 | 全員 |
| 52 | R5.11.6 | 松山市 | 愛媛森林管理署・労働局との連絡調整会議 | 鋤先労働安全課長 |
| 53 | R5.11.7 | 東京都 | 変更災防規程のＷＥＢ説明会 | 鋤先労働安全課長 |
| 54 | R5.11.9 | 鬼北町 | 伐木作業時労働災害防止特別活動の安全パトロール | 鋤先労働安全課長 |

# 令和５年度 年間行事

| | 年 月 日 | 場　所 | 内　　容 | 担　当 |
|---|---|---|---|---|
| 55 | R5.11.10 | 新居浜市 | 住友林業㈱新居浜山林事業所　安全大会 | 鋤先労働安全課長 |
| 56 | R5.11.27 | 松山市 | 荷主等と陸運事業者との連携・協力促進会 | 鋤先労働安全課長 |
| 57 | R5.11.30 | 内子町 | 労働基準監督署との合同安全パトロール | 鋤先労働安全課長 |
| 58 | R5.12.1 | 西条市他 | 林業巡回特殊健康診断（54名） | 鋤先労働安全課長 |
| 59 | R5.12.5 | 松山市 | 登録講習機関連絡会議 | 鋤先労働安全課長 |
| 60 | R5.12.6 | 西予市 | 林業巡回特殊健康診断（39名） | 鋤先労働安全課長 |
| 61 | R5.12.7 | 鬼北町 | 林業巡回特殊健康診断（70名） | 鋤先労働安全課長 |
| 62 | R5.12.8 | 大洲市 | 林業巡回特殊健康診断（64名） | 鋤先労働安全課長 |
| 63 | R5.12.14 | 東温市 | 林業巡回特殊健康診断（49名） | 鋤先労働安全課長 |
| 64 | R5.12.15 | 久万高原町 | 林業巡回特殊健康診断（61名） | 鋤先労働安全課長 |
| 65 | R5.12.25 | 西予市 | 緑の雇用　特別安全指導(西予市森林組合) | 鋤先労働安全課長 |
| 66 | R5.12.26 | 西予市 | 安全管理士との合同安全パトロール | 鋤先労働安全課長 |
| 67 | R6.1.11 | 大洲市 | 労働基準監督署との合同安全パトロール | 鋤先労働安全課長 |
| 68 | R6.1.16～　18 | 松山市 | 伐木等の業務特別教育(27名)、同補講(6名) | 鋤先労働安全課長 |
| 69 | R6.1.17 | 東京都 | 第２回緑の雇用事業全国担当者会議(ＷＥＢ開催) | 鋤先労働安全課長 |
| 70 | R6.1.18 | 松山市 | 中国・四国ブロック林材業安全管理推進会議 | 鋤先労働安全課長 |
| 71 | R6.1.22～　23 | 松山市 | はい作業主任者技能講習(15名) | 鋤先労働安全課長 |
| 72 | R6.1.24～　26 | 久万高原町 | 伐木等の業務特別教育((上浮穴高校２年生15名) | 鋤先労働安全課長 |
| 73 | R6.2.2 | 松山市 | 第2回愛媛労働局安全衛生労使専門家会議 | 鋤先労働安全課長 |
| 74 | R6.2.13 | 東温市 | 木材製造業リスクアセスメント集団指導会（18名） | 鋤先労働安全課長 |
| 75 | R6.3.5 | 東京都 | 林災防全国支部長会議(ＷＥＢ開催) | 二宮支部長他 |
| 76 | R6.3.6～　8 | 八幡浜市 | 伐木等の業務特別教育(9名) | 鋤先労働安全課長 |
| 77 | R6.3.15 | 松山市 | 愛媛県林業労働力育成協議会 | 鋤先労働安全課長 |
| 78 | R6.3.21 | 松山市 | 執行役員会 | 全員 |
| 79 | R6.3.26 | 松山市 | 松山水源林整備事務所　労働安全講習 | 戸田専門調査員 |

# 貸借対照表

令和6年3月 31 日現在

（単位:円）

| 借方 | | 貸方 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| **流動資産** | **8,530,700** | **流動負債** | **441,403** |
| 現金 | 62,775 | 前受金 | 342,375 |
| 普通預金(伊予銀行) | 1,769,067 | 預り金(所得税) | 36,473 |
| 普通預金(愛媛銀行) | 6,698,858 | 預り金(テキスト代) | 62,555 |
| 未収金 | 0 | 未払金 | 0 |
| 仮払金 | 0 | 未払消費税 | 0 |
| **特定資産** | **7,411,552** | **引当金** | **7,411,552** |
| 普通預金 1 | 2,411,552 | 全国大会費用引当金 | 2,411,552 |
| 定期預金 2 | 5,000,000 | 機器備品等引当金 | 5,000,000 |
| | | **基本金** | **8,089,297** |
| | | 繰越剰余金 | 10,274,776 |
| | | 当期増減額 | △ 2,185,479 |
| **合計** | **15,942,252** | **合計** | **15,942,252** |

※林材業労災防止協会は国に指定された災防団体です。災防団体には一般の会社の会計とは違い、「利益・資本金」という概念がありません。従って、一般の会社で言う**「利益剰余金」**の部は**「基本金」**＋**「引当金」**となります。また、剰余金を処分し、配当することはありません。毎事業年度において決算上、利益がでたときは翌年に繰越すものとし、損失がでたときは、前年度剰余金を取り崩して補填するものとします。

# 財産目録

令和 6 年 3 月 31 日現在

（単位:円）

| | 事項 | R4 年度末 | R5 年度末 |
|---|---|---|---|
| 1. 資産の部 | | | |
| **【流動資産】** | | **10,838,692** | **8,530,700** |
| 現金 | | 24,489 | 62,775 |
| 預金 | | 10,814,203 | 8,467,925 |
| | 普通預金 伊予銀行松山駅前支店(1158173) | 3,405,671 | 1,769,067 |
| | 普通預金 愛媛銀行本店(0174857) | 7,408,532 | 6,698,858 |
| 未収金 | | 0 | 0 |
| 仮払金 | | 0 | 0 |
| **【特定資産】** | | **7,411,552** | **7,411,552** |
| 全国大会費用積立金 | 普通預金 伊予銀行松山駅前支店 | 2,411,552 | 2,411,552 |
| 機器備品等積立金 | 定期預金 愛媛銀行本店 | 5,000,000 | 5,000,000 |
| **資産合計** | | **18,250,244** | **15,942,252** |
| 2. 負債の部 | | | |
| **【流動負債】** | | **563,916** | **441,403** |
| 未払金 | | 0 | 0 |
| 未払消費税 | | 0 | 0 |
| 前受金 | R6 年度講習受講料 | 531,759 | 342,375 |
| 預り金 | R6 年 3 月分安全指導員,講師謝金源泉徴収税 | 32,157 | 36,473 |
| 預り金 | テキスト代 | 0 | 62,555 |
| **【引当金】** | | **7,411,552** | **7,411,552** |
| 全国大会費用引当金 | | 2,411,552 | 2,411,552 |
| 機器備品等引当金 | | 5,000,000 | 5,000,000 |
| **負債合計** | | **7,975,468** | **7,852,955** |
| **正味財産** | | **10,274,776** | **8,089,297** |

# 損益計算書

自　令和５年４月　１日
至　令和６年３月 31 日

１. 収入の部　　（単位:円）

| 借　　方 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 科目 | 予算額 | R5 年度末 | 差引増減額 | 摘要 |
| **Ⅰ事業収入** | **140,000** | **139,000** | **1,000** | |
| 1.会費収入 | 140,000 | 139,000 | 1,000 | |
| **Ⅱ事業収入** | **14,030,000** | **13,136,600** | **△ 893,400** | |
| 1.講習会収入(技能講習) | 2,200,000 | 2,361,150 | 161,150 | |
| 〃　　(その他講習) | 10,000,000 | 8,102,930 | △ 1,897,070 | |
| 2.巡回健診負担金収入 | 1,100,000 | 1,929,480 | 829,480 | 各団体より健診費用 |
| 3.事業収入 | 80,000 | 93,040 | 13,040 | 図書他販売収入 |
| 4.県補助事業収入 | 650,000 | 650,000 | 0 | 県プロジェクト事業 |
| **Ⅱ事業外収入** | **161,000** | **234,567** | **73,567** | |
| 1.受取利息 | 1,000 | 191 | △ 809 | 預金利息 |
| 2.雑収入 | 160,000 | 234,376 | 74,376 | ・労働局他謝金 34 千円<br>・労働局報奨金 37 千円<br>・事務組合手数料 163 千円 |
| **収入合計(A)** | **14,331,000** | **13,510,167** | **△ 820,833** | |

# 損益計算書

自　令和５年４月　１日
至　令和６年３月 31 日

2. 支出の部　　（単位:円）

| 貸　　方 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 科目 | 予算額 | R5 年度末 | 差引増減額 | 摘要 |
| **Ⅰ事業費** | **8,785,000** | **10,181,317** | **1,396,317** | |
| 1.講習会費(技能講習会費) | 1,300,000 | 1,791,914 | 491,914 | |
| 〃　(その他講習会費) | 5,000,000 | 4,877,061 | △ 122,939 | |
| 2.健診負担金 | 850,000 | 1,579,034 | 729,034 | |
| 3.広報費 | 35,000 | 32,150 | △ 2,850 | 図書他購入費用 |
| 4.県補助事業費 | 1,300,000 | 1,460,220 | 160,220 | |
| 5.支部活動費 | 300,000 | 440,938 | 140,938 | 理事会・執行役員会旅費 |
| 6.事務委託費 | (4,000,000) | (4,000,000) | 0 | 事務委託費計(木材協会へ) |
| **Ⅱ一般管理費** | **5,546,000** | **5,514,329** | **△ 31,671** | |
| 1.事務委託費 | 3,000,000 | 3,000,000 | 0 | 人件費(木材協会へ) |
| 2.消耗品費 | 70,000 | 85,550 | 15,550 | ｺﾋﾟｰ機消耗品・事務用品費 |
| 3.通信運搬費 | 40,000 | 15,397 | △ 24,603 | 切手代他 |
| 4.支払手数料 | 25,000 | 18,108 | △ 6,892 | 振込手数料他 |
| 5.会議費 | 100,000 | 107,802 | 7,802 | 総会・執行役員会等 |
| 6.団体負担金 | 75,000 | 120,000 | 45,000 | 本部大会費用他 |
| 7.賃借料 | 1,300,000 | 1,327,668 | 27,668 | 講習管理ｼｽﾃﾑ<br>社用車・ﾊﾟｿｺﾝ(木材協会へ) |
| 8.旅費交通費 | 500,000 | 387,832 | △ 112,168 | 本部会議出張他 |
| 9.雑費 | 166,000 | 148,447 | △ 17,553 | |
| 10.租税公課 | 270,000 | 303,525 | 33,525 | 消費税・利息源泉分 |
| **支出合計** | **14,331,000** | **15,695,646** | **1,364,646** | |

収入合計－支出合計＝-2,185,479

（別掲）

## 国庫補助金事業収支（預り金）

自　令和5年 4 月　1 日
至　令和6年 3 月 31 日

収入の部　支出の部

| 事業名 | 借方金額 | 貸方金額 | 摘要 |
|---|---|---|---|
| 林業巡回特殊健康診断事業 | 95,000 | 95,000 | 事務費 |
| 林業チェーンソー取扱労働者健診促進事業 | 246,620 | 246,620 | 調査事務費 |
| 「リスクアセスメント導入のための集団指導会」事業 | 181,552 | 181,552 | 実施回数 2 回 |
| 伐木作業時における労働災害防止のための特別活動経費 | 156,750 | 156,750 | |
| 合計 | 679,922 | 679,922 | |

前頁の「事業報告」に記載している「林業巡回特殊健康診断事業」、「林業チェーンソー取扱労働者健診促進事業」、「リスクアセスメント導入のための集団指導会事業」「伐木作業時における労働災害防止のための特別活動」の事業費用は国庫補助金からの収入であるため、林材業労災防止協会本部での決算になります。また、これらの事業については、収支相償が原則ですので、予算及び、決算差異額は省略して、別掲としています。

# 監　査　員　の　意　見　書

私達監査員は令和５年度の理事の職務の執行状況及び支部の経理状況を監査するため、法令及び支部規約に従い、令和６年４月１１日支部長より提出された事業報告書・貸借対照表・損益計算書を監査したので、次のとおり意見をのべます。

１　事業報告書は支部の状況を正しく示しているものと認めます。

２　貸借対照表及び損益計算書は法令及び公正妥当と認められる会計原則に従い、支部の損益の状況を正しく表示しているものと認めます。

令和６年４月１１日

林業・木材製造業労働災害防止協会愛媛県支部

監　査　員　　瀬村　要二郎　　印

監　査　員　　河野　隆幸

監　査　員　　堀本　房勝　　印

第２号議案　令和６年度事業計画案及び収支予算案について

令和６年度　事業計画案

**基本方針**

林業、木材製造業の労働災害は近年、減少傾向にあるが、依然として労働災害の発生割合は高く、死傷年千人率(令和４年値)では、林業は23.5で、全産業平均2.3の10.2倍、木材製造業は12.3で、全産業平均の5.3倍であり、他産業に比べて著しく高い状況が続いているため、労働安全衛生の推進が急務となっている。

愛媛県においても、主伐期を迎えた人工林の伐採が本格化するに伴い、林材業における新規雇用労働者の増加や他業種からの新規事業者の参入等による未熟練労働者の増加や中高齢労働者の増加などが見込まれ、林業、木材製造業の労働災害の発生リスクの増大が懸念されている。

このようなことから、令和６年度は、「林材業労働災害防止計画（５カ年計画：令和５年度～令和９年度）」の２年目として、新たな目標達成に向けて、本部と一体となり、安全衛生教育を始めとするさらなる労働安全衛生意識の向上に努めるとともに、国の施策を踏まえた、林業、木材製造業における労働災害防止対策の効果的な取組みを行っていく。

なお、令和５年の林業労働災害の多発状況を踏まえ、林災防本部を通じた国等の補助事業に加えて、新たな労働安全対策事業にも取り組む。

**１　実践的リスクアセスメント導入のための安全衛生教育訓練事業**

リスクアセスメント手法の導入促進・定着を図るため、事業主、安全管理担当者及び労働者を対象に、「実践的なリスクアセスメント集団指導会」を引き続き実施し、労働災害の減少に向けた自主的な安全衛生活動を促進する。

なお、林業向けには、中高年齢者及び新規就業者向けのテキストを活用し、集団指導会を開催する。また、木材製造業向けには、事業場等に出張して行う出前の(集団)指導会を開催する。

① リスクアセスメント集団指導会の開催
　３回　８０人（林業２地区、木材製造業１地区）

② リスクアセスメント出前（集団）指導会の開催
　１回　１０人（木材製造業１地区）

## ２　安全衛生教育事業

① 林材業における労働安全衛生教育の専門機関として、労働安全衛生意識の向上と、法令等に基づく資格取得の周知啓発に努め、労働安全衛生法令、通達等に基づく技能講習及び安全教育等の講習を実施する。

また、「緑の雇用事業」、地方公共団体等関係団体からの要望等により、適宜講習を追加実施する。

② 法令等に基づく技能講習、特別教育等の実施にあたり、法令遵守、適正手続きの徹底を図り、内部監査体制の整備充実に努める。

③ 特別教育については、「特別教育に係る実施要綱」及び「実技教育安全マニュアル」等により安全かつ適正に実施する。

④ 伐木初心者に対する伐木実技訓練を、事業者の希望により実施する。

⑤ 林業事業体等が実施する労働安全確保対策事業（ 事務局：（株）森林環境リアライズ ）の必須要件となっている労働安全研修をサポートする。

| 区　　分 | | 回数 |
|---|---|---|
| 技能講習 | はい作業主任者 | 7 |
| | 木材加工用機械作業主任者 | 1 |
| 特別教育 | 伐木等の業務 | 5 |
| | 伐木等の業務（補講） | 1 |
| | 小型建設機械運転業務 | 1 |
| | 車両系木材伐出機械運転業務 | 3 |
| | 機械集材装置の運転業務 | 1 |
| 安全衛生教育 | 刈払機取扱作業者 | 4 |
| | 荷役運搬機械等によるはい作業従事者 | 1 |
| | 伐木等作業計画作成（Ｒ６新規） | 3 |
| | 造林作業指揮者 | 1 |
| | チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者 | 1 |
| 計 | | ２９ |

## 3　振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業

林業では未だ振動障害に認定される労働者が後を絶たないため、チェーンソー取扱労働者における振動障害の予防と早期発見を図るため、次の事項を実施する。

①　「林業チェーンソー取扱労働者雇用状況等及び振動特殊健診実施状況調査票」により変動調査と健診状況の把握を行うとともに、受診指導、勧奨及び相談業務を行う。

②　林業振動障害巡回特殊健康診断を実施する。

・実施時期　　令和６年１２月

・実施対象　　７地区　３７０人

③　愛媛労働局及び各労働基準監督署と協力して巡回特殊健診の周知及び未受診事業場への受診勧奨を進める。

## 4「林材業労働災害防止計画（５カ年計画）」の目標達成に向けた取組の実施

近年の木材製造業における労働災害の発生状況は、死傷年千人率及び度数率ともに製造業の中で突出しており、林業は、伐木等作業における労働災害が多いことから、労働災害の防止が喫緊の課題となっているため、次の事項を実施する。

①　林材業労災防止協会の専門調査員及び安全管理士等の専門家を活用し、林業・木材製造業の団体に対し労働災害防止のための指導・援助を行うとともに、林材業における労働安全衛生水準の向上を図る。

②　愛媛労働局、愛媛森林管理署及び愛媛県等と連携し、合同安全パトロールの実施や発注機関としてのメリットを活かした安全講習会を開催し労働災害防止対策の周知・徹底を図る。

③　安全衛生指導員１０名を活用して、事業場への巡回指導を実施し、安全管理体制の充実、作業手順の遵守、労働災害防止対策の周知・徹底を図る。

（令和６年６月～令和７年３月　　計１００回）

## 5　労働災害防止大会等への参加

労働安全に功績のあった方々を表彰するとともに、安全衛生意識の高揚と安全衛生情報の共有を図るため、愛媛産業安全衛生大会(事務局:(公社)愛媛労働基準協会)や全国林材業労災防止大会への参加等に努める。

・愛媛産業安全衛生大会

１０月　４日(金)　愛媛県松山市

・全国林材業労災防止大会

１０月２４日(木)　和歌山県和歌山市

令和６年度技能講習、安全衛生特別教育講習実施計画書

| | 講習科目 | 受講料（消費税込） | 実施月日 | 実施場所 |
|---|---|---|---|---|
| 技能講習 | はい作業主任者<br>（法別表 18-16） | ¥14,795 | 5 月 9 日（木）～10（金） | 愛媛県森連中野事業所<br>木材流通センター<br>（松山市） |
| | | | 7 月 20 日（土）～21 日（日） | 新居浜ものづくり<br>産業振興センター<br>（新居浜市） |
| | | | 8 月 22 日（木）～23 日（金） | 愛媛県森連中野事業所<br>木材流通センター<br>（松山市） |
| | | | 10 月 28 日（月）～29 日（火） | 新居浜ものづくり<br>産業振興センター<br>（新居浜市） |
| | | | 11 月 7 日（木）～8 日（金） | 愛媛県森連中野事業所<br>木材流通センター<br>（松山市） |
| | | | 1 月 16 日（木）～17 日（金） | 新居浜ものづくり<br>産業振興センター<br>（新居浜市） |
| | | | 1 月 23 日（木）～24 日（金） | 愛媛県森連中野事業所<br>木材流通センター<br>（松山市） |
| | 木材加工用機械作業主任者<br>（法別表 18-1） | ¥18,700 | 11 月 5 日（火）～6 日（水） | 愛媛県森連中野事業所<br>木材流通センター<br>（松山市） |
| 特別教育 | 小型車両系建設機械運転業務<br>（整地、運搬、積込、掘削用）（則36-9） | ¥8,877 | 6 月 6 日（木 ） | 愛媛県森連中野事業所<br>木材流通センター<br>（松山市） |
| | 伐木等の業務<br>（則 36-8） | ¥18,370 | 4 月 9 日（火）～11 日（木） | 愛媛県森連中野事業所<br>木材流通センター<br>（松山市） |
| | | | 6 月 12 日（水）～14 日（金） | |
| | | | 8 月 6 日（火）～8 日（木） | |
| | | | 10 月 15 日（火）～17 日（木） | |
| | | | 1 月 20 日（月）～22 日（水） | |
| | 車両系木材伐出機械等の運転業務<br>・走行集材機械(則 36-6③)<br>・伐木等機械(則 36-6②)<br>・架線集材機械(則36-7②) | ¥34,430 | 7 月 8 日（月）～9 日（火） | 愛媛県森連中野事業所<br>木材流通センター<br>（松山市） |
| | 機械集材装置の運転の業務<br>（則36-7） | ¥7,645 | 8 月 30 日（金） | 愛媛県森連中野事業所<br>木材流通センター<br>（松山市） |
| 安全衛生教育 | 刈払い機取扱作業者<br>（基発 66） | ¥9,350 | 5 月 7 日（火） | 松山流域森林組合<br>（東温市） |
| | | | 6 月 7 日（金） | |
| | | | 7 月 11 日（木） | |
| | | | 10 月 8 日（火） | |
| | 荷役運搬機械等によるはい作業従事者<br>（基発 76、148） | ¥7,095 | 8 月 2 日（金） | 愛媛県森連中野事業所<br>木材流通センター<br>（松山市） |
| | チェーンソー等作業計画作成（則 151-89<br>令 2.1.31 基発 0131 第 1 号） | ¥5,720 | 4 月 12 日（金） | 愛媛県森連中野事業所<br>木材流通センター<br>（松山市） |
| | | | 8月 9日（金） | |

# 収支予算書(案)

自　令和6年4月　1日
至　令和7年3月 31日

1. 収入の部　　(単位:円)

| 借　　方 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 科目 | R5年度末 | 予算額 | 差引増減額 | 摘要 |
| **Ⅰ事業収入** | **139,000** | **138,000** | **△ 1,000** | |
| 1.会費収入 | 139,000 | 138,000 | △ 1,000 | |
| **Ⅱ事業収入** | **13,136,600** | **13,440,000** | **303,400** | |
| 1.講習会収入(技能講習) | 2,361,150 | 2,500,000 | 138,850 | |
| 〃　(その他講習) | 8,102,930 | 8,200,000 | 97,070 | |
| 2.巡回健診負担金収入 | 1,929,480 | 2,000,000 | 70,520 | 各団体より健診費用 |
| 3.事業収入 | 93,040 | 90,000 | △ 3,040 | 図書他販売収入 |
| 4.県補助事業収入 | 650,000 | 650,000 | 0 | 県プロジェクト事業 |
| **Ⅱ事業外収入** | **234,567** | **251,000** | **16,433** | |
| 1.受取利息 | 191 | 1,000 | 809 | 預金利息 |
| 2.雑収入 | 234,376 | 250,000 | 15,624 | ・労働局謝金<br>・労働局報奨金<br>・事務組合手数料 |
| **収入合計(A)** | **13,510,167** | **13,829,000** | **318,833** | |

# 収支予算書(案)

自　令和６年４月　１日
至　令和７年３月 31 日

2. 支出の部　　(単位:円)

| 貸　　方 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 科目 | R5 年度末 | 予算額 | 差引増減額 | 摘要 |
| **Ⅰ事業費** | **10,181,317** | **8,632,000** | **△ 1,549,317** | |
| 1.講習会費(技能講習会費) | 1,791,914 | 1,500,000 | △ 291,914 | |
| 〃　(その他講習会費) | 4,877,061 | 4,500,000 | △ 377,061 | |
| 2.健診負担金 | 1,579,034 | 1,000,000 | △ 579,034 | |
| 3.広報費 | 32,150 | 32,000 | △ 150 | 図書他購入費用 |
| 4.県補助事業費 | 1,460,220 | 1,300,000 | △ 160,220 | |
| 5.支部活動費 | 440,938 | 300,000 | △ 140,938 | 理事会・執行役員会旅費 |
| 6.事務委託費 | (4,000,000) | (4,000,000) | 0 | 事務委託費合計<br>(木材協会へ) |
| **Ⅱ一般管理費** | **5,514,329** | **5,197,000** | **△ 317,329** | |
| 1.事務委託費 | 3,000,000 | 3,000,000 | 0 | 人件費(木材協会へ) |
| 2.消耗品費 | 85,550 | 85,000 | △ 550 | ｺﾋﾟｰ機消耗品・事務用品費 |
| 3.通信運搬費 | 15,397 | 20,000 | 4,603 | 切手代他 |
| 4.支払手数料 | 18,108 | 20,000 | 1,892 | 振込手数料他 |
| 5.会議費 | 107,802 | 100,000 | △ 7,802 | 総会・執行役員会等 |
| 6.団体負担金 | 120,000 | 120,000 | 0 | 本部大会費用他 |
| 7.賃借料 | 1,327,668 | 1,300,000 | △ 27,668 | 講習管理ｼｽﾃﾑ<br>社用車・ﾊﾟｿｺﾝ(木材協会へ) |
| 8.旅費交通費 | 387,832 | 300,000 | △ 87,832 | 本部会議出張他 |
| 9.雑費 | 148,447 | 150,000 | 1,553 | |
| 10.租税公課 | 303,525 | 102,000 | △ 201,525 | 消費税・利息源泉分 |
| **支出合計** | **15,695,646** | **13,829,000** | **△ 1,866,646** | |

収入合計－支出合計＝0

# 林材業労災防止協会愛媛県支部運営協議会設置要綱

林材業労災防止協会愛媛県支部

（趣旨）
第1条　この要綱は、林材業労災防止協会組織規程（平成23年4月1日制定）第20条第1項の規定に基づき、支部運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定める。

（構成等）
第2条　協議会は、支部会員により構成する。
２　協議会に議長を置き、協議会において選任する。

（招集）
第3条　協議会は、支部長が招集し、定時又は臨時に開催する。

（議事）
第4条　協議会では、次の事項について協議する。
(1) 事業計画及び収支予算の設定
(2) 事業報告及び収支決算の承認
(3) 支部長候補者の選出
(4) 支部の運営及びその他必要な事項

（運営委員会）
第5条　協議会に、運営委員会を置く。
２　運営委員会では、協議会の運営その他支部運営に必要な事項等について協議する。

（運営委員）
第6条　運営委員会は、支部長、副支部長及び運営委員から構成し、運営委員には、(一社)愛媛県木材協会理事会の役員を充てるものとする。
２　運営委員の任期は理事の任期とする。

（運営委員会の招集及び議長）
第7条　支部長は定時又は臨時に運営委員会を招集する。
２　運営委員会の議長は支部長をもって充てる。
（庶務）
第8条　協議会及び運営委員会の庶務は林材業労災防止協会愛媛県支部事務局で行う。

附　則
この規程は、平成２８年５月２４日から施行